



金沢市公報

号外第8号の11

平成18年(2006年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ		ページ
教育委員会規則		金沢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	7
金沢能楽美術館条例施行規則 (国際文化課)	1	教育委員会告示	
金沢市教育委員会教育長事務委任規則及び教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則 (教育総務課)	5	金沢市立工業高等学校学則の一部改正について (市立工業高校)	8
金沢市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則 (")	5	農業委員会規則	
金沢市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則 (")	6	金沢市農業委員会事務局規則の一部を改正する規則 (農業委員会事務局)	11
金沢市立小学校、中学校管理規則の一部を改正する規則 (学校職員課)	6	公平委員会規則	
金沢市立小学校及び中学校児童生徒通学費の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (教育総務課)	7	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (公平委員会)	11
金沢市教育プラザ富樫条例施行規則の一部を改正する規則 (教育プラザ富樫)	7	消防本部訓令甲	
		消防職員服務規程の一部改正について (消防総務課)	12
		金沢市消防団祭し料支給規程等の一部を改正する規程 (")	12

教育委員会規則

金沢能楽美術館条例施行規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第1号

金沢能楽美術館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢能楽美術館条例(平成18年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(観覧券の交付)

第2条 金沢能楽美術館(以下「美術館」という。)の展示資料を観覧しようとする者は、観覧券(様式第1号)の交付を受けなければならない。ただし、高校生以下の者については、この限りでない。

(観覧料の後納)

第3条 条例第8条ただし書の規定に基づき観覧料を後納させる場合は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

(使用の申請)

第4条 条例第9条の規定により、美術館の研修室(以下「研修室」という。)の使用の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、金沢能楽美術館使用申請書(様式第2号。以下「使用申請書」という。)により、金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に申請しなければならない。

(使用申請書の受付期間)

第5条 使用申請書の受付期間は、研修室を使用する日の6箇月前の日の属する月の初日から当該研修室を使用する

日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用承認書の交付)

第6条 教育委員会は、研修室の使用を承認したときは、金沢能楽美術館使用承認書(様式第3号)を申請者に交付する。

(観覧料等の減免)

第7条 条例第13条の規定に基づき観覧料又は使用料の減免を受けようとする者は、金沢能楽美術館観覧料等減免申請書(様式第4号)により、市長に申請しなければならない。

(原状回復)

第8条 研修室の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用を終えたときは、直ちに研修室の設備等を原状に復さなければならない。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けずに寄附金の募集又は物品の販売、宣伝その他営利行為をしないこと。
- (2) 許可を受けずに印刷物等を掲示しないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けずに所定の設備等以外の設備等を使用しないこと。
- (5) その他美術館の職員の指示に従うこと。

(入館の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 美術館の建物、設備、展示資料等を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 動物(盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。)の類を携帯する者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(所蔵品の貸付け)

第11条 美術館の所蔵品は、他の公共団体等において公共用又は公益事業の用に供するときは、貸付けをすることができる。

(指定管理者の指定の申出)

第12条 条例第18条第3項の規定による申出は、教育委員会が別に定める期間内に、金沢能楽美術館指定管理者指定申出書(様式第5号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第18条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 美術館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月7日から施行する。ただし、第12条の規定は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

_____ 控 (種別) _____ 円	_____ 観覧券 (種別) _____ 円	図 金沢能楽美術館
-----------------------------------	-------------------------------------	------------------

備考 種別は、団体、個人及び減免とする。
 様式第2号(第4条関係)

金沢能楽美術館使用申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市教育委員会

申請者 住 所
 氏 名
 (団体にあっては、事務所の所在地、
 名称及び代表者の氏名)

金沢能楽美術館を使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日 (曜日) から 年 月 日 (曜日) まで
使 用 時 間 区 分	午前 (午前9時から正午まで) 午後 (午後1時から午後5時まで) 夜間 (午後6時から午後10時まで) 全日 (午前9時から午後10時まで)
使 用 予 定 人 数	人
備考	

備考 該当する の中にレ印を付けてください。
 様式第3号(第6条関係)

収 第 号
 年 月 日

金沢能楽美術館使用承認書

住 所
 氏 名 様

金沢市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった金沢能楽美術館の使用について、次のとおり承認します。

使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日 (曜日) から 年 月 日 (曜日) まで
使 用 時 間 区 分	午前 (午前9時から正午まで) 午後 (午後1時から午後5時まで) 夜間 (午後6時から午後10時まで) 全日 (午前9時から午後10時まで)
使 用 予 定 人 数	人

条件

様式第4号(第7条関係)

金沢能楽美術館観覧料等減免申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住 所

氏 名 印

(申請者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。)

金沢能楽美術館の観覧料
使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

観 覧 又 は 使 用 の 日 時	年 月 日 (曜 日) 午 前 ・ 午 後 時 分 从 来 年 月 日 (曜 日) 午 前 ・ 午 後 時 分 まで
観 覧 又 は 使 用 の 目 的	
観 覧 者 数	人
観 覧 料 又 は 使 用 料 の 額	円
減 免 申 請 額	円
申 請 の 理 由	

備考 申請者の住所及び氏名欄には、団体にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第5号(第12条関係)

金沢能楽美術館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市教育委員会

申出者 所在地

団体名

代表者氏名

印

金沢能楽美術館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢能楽美術館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

金沢市教育委員会教育長事務委任規則及び教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第2号

金沢市教育委員会教育長事務委任規則及び教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則
(金沢市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正)

第1条 金沢市教育委員会教育長事務委任規則(平成12年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第16号中「及び徳田秋聲記念館」を「、徳田秋聲記念館及び金沢能楽美術館」に改め、同条中第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 教育相談に関すること。

(教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第2条 教育委員会事務の補助執行に関する規則(平成13年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(都市政策局長に補助執行させる事務等)」に改め、同条第1項第2号中「及び徳田秋聲記念館」を「、徳田秋聲記念館及び金沢能楽美術館」に改める。

本則に次の1条を加える。

(福祉健康局長に補助執行させる事務等)

第3条 金沢市福祉健康局長(以下「福祉健康局長」という。)に教育相談に関する事務を補助執行させる。

2 前項の規定により同項に規定する事務を補助執行させる場合における当該事務に関する決裁については、福祉健康局長に専決させるものとする。

3 前条第3項の規定は、前項の規定による福祉健康局長の専決について準用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条中金沢市教育委員会教育長事務委任規則第2条第16号の改正規定及び第2条中教育委員会事務の補助執行に関する規則第2条第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

金沢市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第3号

金沢市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則

(金沢市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 金沢市教育委員会公印規則(昭和27年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

別表金沢市教育プラザ富樫相談センター所長印の項を削る。

(金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第2条 金沢市教育委員会事務決裁規則(昭和60年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項、別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項及び別表第2の備考第2項中「、相談センター所長」を削る。

(金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正)

第3条 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則(平成13年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表を	教育プラザ 富樫	地域教育センター 相談センター 研修センター	1 地域における子どもの育成の支援に関する事項 2 子育てに関する総合的な相談及び支援に関する事項 3 教職員及び保育職員の資質の向上に関する事項	を
-----------	-------------	------------------------------	---	---

教育プラザ 富樫	地域教育センター 研修センター	1 地域における子どもの育成に関する事項 2 教職員及び保育職員の資質の向上に関する事項	に改める。
-------------	--------------------	---	-------

第5条の表中

地域教育センター	1 地域の子どもの育成に関する活動の支援に関する事項 2 青少年の健全育成に関する事項 3 社会教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 4 学習用教材の収集及び貸出しに関する事項 5 教育プラザ富樫の庶務、予算及び施設の維持管理に関する事項	を
相談センター	1 教育相談に関する事項 2 保育相談の実施に関する事項 3 少年の補導に関する事項 4 相談及び補導に関する専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項	

地域教育センター	1 地域の子どもの育成に関する活動の支援に関する事項 2 青少年の健全育成に関する事項 3 少年の補導に関する事項 4 社会教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 5 学習用教材の収集及び貸出しに関する事項 6 教育プラザ富樫の庶務、予算及び施設の維持管理に関する事項	に改める。
----------	--	-------

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第4号

金沢市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会職員職名規則（昭和28年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「部長 総括施設長 担当部長」を「担当局長 部長 総括施設長 担当部長 総括施設次長」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市立小学校、中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第5号

金沢市立小学校、中学校管理規則の一部を改正する規則

金沢市立小学校、中学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第1項中「及び研究主任」を「、研究主任及び生徒指導主事」に改め、同条第2項中「、生徒指導主事」を削り、同条中第8項を削り、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市立小学校及び中学校児童生徒通学費の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第6号

金沢市立小学校及び中学校児童生徒通学費の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市立小学校及び中学校児童生徒通学費の補助に関する条例施行規則（昭和51年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「掲げる児童又は生徒」の次に「(教育委員会が別に定める区域外通学者（以下「特例区域外通学者」という。）を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 特例区域外通学者の通学に係る補助金の額は、当該通学に要した日数1日につき、市長が毎年度予算の範囲内で定める額に第2条の規定により算定した通学距離（その距離が5キロメートルを超えるときは、5キロメートルとする。）を乗じて得た額以内の額とする。

第5条中「区域外通学者」の次に「(特例区域外通学者を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市教育プラザ富樫条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第7号

金沢市教育プラザ富樫条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市教育プラザ富樫条例施行規則（平成15年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「以下「教育プラザ」を「こども総合相談センター及び相談センター此花を除く。以下「教育プラザ」に、「次のとおり」を「午前9時から午後9時まで」に改め、同条の表を削る。

第3条中「次のとおり」を「、12月29日から翌年の1月3日までの日」に改め、同条の表を削る。

第8条第1項中「教育プラザの」を「金沢市教育プラザ富樫の」に改める。

第9条第1項中「相談センター」を「地域教育センター」に改める。

様式第4号（表）中「金沢市教育プラザ富樫相談センター」を「金沢市教育プラザ富樫地域教育センター」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第8号

金沢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市体育施設条例施行規則（昭和34年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号の3を第2号の4とし、第2号の2を第2号の3とし、第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 スケートボード場使用券 様式第2号の3の2

別表中
 「金沢市営城北市民テニスコート、金沢市営東金沢テニスコート、金沢市営西金沢テニスコート、金沢市営大徳テニスコート及び金沢市営城東テニスコート」
 を
 「金沢市営東金沢スポーツ広場（テニスコートの部分に限る。）、金沢市営城北市民テニスコート、金沢市営西金沢テニスコート、金沢市営大徳テニスコート及び金沢市営城東テニスコート」
 に改める。

様式第2号の3の次に次の1様式を加える。
 様式第2号の3の2（第3条関係）

スケートボード場使用券			
番号	月	日	
(区分)			円
体育施設名			

備考 (区分) には、使用の単位、使用者の区分等を記載すること。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第6号

金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

別表第1第1項の表から第3項の表までの規定中

「

2			2
		3	3
	3	3	6
2	2	2	6

」を「

3			3
		4	4
	3	3	6
1	3	2	6

」に、

「

30	30	90
----	----	----

」を「

31	31	92
----	----	----

」に改め、同表第4項の表及び第5

項の表中「

2	2
2 a	0, 2

」を「

3	3
2 a	0, 2

」に、「

3		3
	2 a	0, 2

」を

「

4		4
	2 a	0, 2

」に、「

30	30	90
----	----	----

」を

「

31	31	92
----	----	----

」に改め、同表第6項の表中「

2 a	2	2, 4
3		3

」を

2 a	3	3, 5
4		4

に、

30	30	90
----	----	----

を

31	31	92
----	----	----

に改め、同表第7項の表中

	2	2
2	2 a	2, 4
	4 a	0, 4
2		2

を

	3	3
2	2 a	2, 4
	4 a	0, 4
3		3

に、

30	30	90
----	----	----

を

31	31	92
----	----	----

に改め、同表第8項の表中

2		4
---	--	---

を

3		5
---	--	---

に、

2	2
2 a	0, 2

を

3	3
2 a	0, 2

に、

30	30	90
----	----	----

を

31	31	92
----	----	----

に改める。

別表第2中 「地球環境化学」

				2	0, 2
--	--	--	--	---	------

を

	地球環境化学			2	0, 2
総 合	ボランティア活動	< 0 ~ 2 >			0 ~ 2

に改め、同表の備

考第2項中「実務」を「実務又はボランティア活動」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第11条関係)

専 攻 科 教 育 課 程

1 電気科

区 分	科 目	履 修 学 年						単位数
		1 年			2 年			
		前期	後期	集中	前期	後期	集中	
電気基礎理論	電気数学	1						1
	電気磁気学	1						1
	電気磁気学		1					1
	回路理論	2						2
	回路理論	2						2
	過渡現象論					1		1
	電気計測	1						1
	電子物性理論					1		1
	電子工学概論		1					1
	電子回路		1					1
	電子回路				1			1
	デジタル回路		2					2

電 力 工 学	発変電工学				1			1
	発変電工学					1		1
	送配電工学				1			1
	送配電工学					1		1
	高電圧工学					1		1
	電気施設管理					1		1
	電気法規				1			1
	電気材料				1			1
応 用 工 学	電気機器	1						1
	電気機器		1					1
	パワーエレクトロニクス				1			1
	制御工学				1			1
	制御工学					1		1
	電気応用					1		1
	メカトロニクス				1			1
	情報工学		1					1
実 習	電気基礎実習	1		1				2
	電気基礎実習		1					1
	電気応用実習				1	2		3
	電気応用実習						1	1
	コンピュータ実技		1					1
製 図	電気設計製図	1						1
	電気設計製図		1					1
総 合	電気実務			1			1	2
	課題研究			1			1	2
計		10	10	3	10	10	3	46

2 建築科

区 分	科 目	履 修 学 年						単位数
		1 年			2 年			
		前期	後期	集中	前期	後期	集中	
基 礎	建築数学	1						1
	建築数学		1					1
	工業英語		1					
構 造	基礎力学	1						1
	構造力学	1	1					2
	構造力学				1	1		2
	建築構造	1	1					2
	建築構造	1	1					2
	建築設計	1	1					2
	建築設計				1	1		2
計 画	建築計画	1	1					2
	建築計画				1	1		2
	環境設備				1	1		2
製 図	建築設計製図	2	2					4
	建築設計製図				2	2		4

	インテリアデザイン				1	1		2
法 規	建築法規		1					1
	建築法規				1	1		2
施 工	建築施工				1	1		2
実 習	建築実習		1					1
	建築測量	1						1
	建築C A D				1	1		2
	建築パース			1				1
	建築パース						1	1
総 合	建築実務			1			1	2
	課題研究			1			1	2
計		10	10	3	10	10	3	46

備考 単位数に を付してある科目は、選択科目とし、選択履修するものとする。

附 則

- この告示は、平成18年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1から別表第3までの規定にかかわらず、平成18年4月1日に現に本科第1部第2学年及び第3学年、本科第2部第2学年、第3学年及び第4学年並びに専攻科第2学年に在学する生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

農 業 委 員 会 規 則

金沢市農業委員会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市農業委員会会長 朝 倉 忍

●金沢市農業委員会規則第1号

金沢市農業委員会事務局規則の一部を改正する規則

金沢市農業委員会事務局規則（昭和36年農業委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び事務局長補佐」を「、事務局次長及び事務局長補佐」に改める。

第2条の2第1項第1号中「事務局長」を「事務局長 事務局次長」に改める。

第3条第2項中「事務局長補佐」を「事務局次長（事務局次長が不在のとき、又は事務局次長が欠けたときは、事務局長補佐）」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

公 平 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

金沢市公平委員会委員長 堀 口 康 純

●金沢市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中「中村町保育所」の次に「及び金石保育所」を加え、「中央卸売市場長」を「卸売市場長」に、「室長を除く。）」を「室長（医事室長を除く。）を除く。）、担当室長」に改め、「、園長」及び「、事務局担当次長、駅西福祉健康センター医長」を削り、「診療部長、診療部副部長（相当する科長及び医長を含む。）、中央診療部長、中央診療部副部長及び薬剤部長、秘書」を「診療部副部長（相当する科長及び医長を含む。）及び中央診療部副部長、文書法制課長補佐（公平委員会の事務部局の書記を兼ねる者に限る。）」に改め、「、環境総務課長補佐」

を削り、「総括する者に限る。）」の次に「、秘書」を加え、同表教育委員会の事務部局の項中「教育長」の次に「、担当局長」を、「を除く。）」の次に「、担当館長」を加え、「学校職員課担当課長補佐」を「学校職員課長補佐」に改め、同表農業委員会の事務部局の項中「事務局長」の次に「、事務局次長」を加え、同表の備考第2項中「「園長」を「館長」に改め、「、園長」を削り、同備考第3項中「「部長」を「担当局長」、「部長」に、「規定する部長」を「規定する担当局長、部長」に改め、同備考第6項中「事務局長」の次に「及び事務局次長」を、「規定する事務局長」の次に「及び事務局次長」を加える。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

消 防 本 部 訓 令 甲

●金沢市消防本部訓令甲第1号

消 防 本 部
消 防 署

消防職員服務規程（昭和34年消防本部訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

金沢市消防長 宮 村 正 雄

第30条中「外とう」を「防寒服」に改める。

第31条中「、鉛筆又は万年筆、及び次の様式による名刺を5枚以上」を「及び名刺5枚以上」に改め、同条の様式を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 名刺には、所属、補職名、階級、氏名、住所及び電話番号を記載するほか、必要に応じ電子メールアドレス等を付記することができる。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

●金沢市消防本部訓令甲第2号

消 防 本 部
消 防 署

金沢市消防団祭し料支給規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

金沢市消防長 宮 村 正 雄

金沢市消防団祭し料支給規程等の一部を改正する規程

(金沢市消防団祭し料支給規程の一部改正)

第1条 金沢市消防団祭し料支給規程（昭和30年訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「金沢市消防連合団及び」を削る。

第2条中「消防長」を「消防局長」に改める。

(金沢市消防機械器具の管理等に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市消防機械器具の管理等に関する規程（昭和43年消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「消防本部」を「消防局」に改める。

第3条第1項中「消防本部」を「消防局」に改め、同条第2項中「消防長」を「消防局長（以下「局長」という。）」に、「任命」を「選任」に改める。

第5条第2項中「消防長」を「局長」に、「任命」を「選任」に改める。

第21条、第26条及び第27条中「消防長」を「局長」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「消防長様」を「消防局長 様」に改める。

(金沢市消防文書取扱規程の一部改正)

第3条 金沢市消防文書取扱規程（昭和44年消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「金沢市消防本部」を「金沢市消防局」に改める。

第2条中「消防本部」を「消防局」に改める。

(金沢市消防職員教養規程の一部改正)

第4条 金沢市消防職員教養規程(昭和45年消防本部訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「本部教養」を「局教養」に改め、同条第3項中「本部教養」を「局教養」に、「消防本部」を「消防局」に改め、同条第4項中「消防本部」を「消防局」に改める。

第5条(見出しを含む。)中「本部教養」を「局教養」に改める。

第7条第1項、第9条、第12条第2項及び第3項並びに第13条中「消防本部」を「消防局」に改める。

(金沢市消防音楽隊規程の一部改正)

第5条 金沢市消防音楽隊規程(昭和46年消防本部訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「金沢市消防本部」を「金沢市消防局」に改める。

第4条第1項中「消防長」を「消防局長(以下「局長」という。)」に改め、同条第2項中「消防長」を「局長」に改める。

第6条第3号、第8条、第10条及び第12条中「消防長」を「局長」に改める。

(金沢市消防職員職名規程の一部改正)

第6条 金沢市消防職員職名規程(昭和63年消防本部訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「消防長」を「局長」に改め、同条第2項中「消防本部」を「消防局」に改める。

(金沢市消防本部警防規程の一部改正)

第7条 金沢市消防本部警防規程(平成4年消防本部訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市消防局警防規程

第3条第2項中「消防本部次長(以下「本部次長」を「消防局次長(以下「次長」に改め、同条第3項中「本部次長」を「次長」に改める。

第12条、第70条及び第74条中「消防本部」を「消防局」に改める。

第83条中「本部次長」を「次長」に改める。

(金沢市消防署の組織に関する規程の一部改正)

第8条 金沢市消防署の組織に関する規程(平成8年消防本部訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「消防長」を「消防局長」に改める。

(金沢市火災原因及び損害調査規程の一部改正)

第9条 金沢市火災原因及び損害調査規程(平成9年消防本部訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「金沢市消防本部警防規程」を「金沢市消防局警防規程」に改める。

(金沢市消防本部国際消防救助隊の派遣に関する規程の一部改正)

第10条 金沢市消防本部国際消防救助隊の派遣に関する規程(平成13年消防本部訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市消防局国際消防救助隊の派遣に関する規程

第1条中「金沢市消防本部国際消防救助隊」を「金沢市消防局国際消防救助隊」に改める。

第4条第2項中「金沢市消防本部国際消防救助隊出動計画」を「金沢市消防局国際消防救助隊出動計画」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

平成18年(2006年)3月31日 印刷
平成18年(2006年)3月31日 発行

発行人
発行所
印刷者 石川県金沢市玉銚4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

定価 120円

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄